

令和4年第6回教育委員会定例会

開会年月日 令和4年3月24日(木)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委 員 中 田 尚 代
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 岡 田 行 雄

議 題

1 議案

- (1) 議案第14号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第15号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和4年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
 - ② 令和4年予算特別委員会における質問項目について
 - ③ 「第4次練馬区立小中学校における食育推進計画(案)」について
 - ④ 令和3年度練馬区教育実践発表会について
 - ⑤ 令和3年度練馬区立中学校英語4技能検定の実施報告について
 - ⑥ 令和4年度練馬区立小学校英語4技能検定の実施について
 - ⑦ 指定管理者の指定について
 - ⑧ その他

開 会 午前 10時15分

閉 会 午後 0時 6分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

木 村 勝 巳

教育振興部教育総務課長

櫻 井 和 之

同 教育施策課長

枝 村 聡

同 学務課長

杉 山 賢 司

同 学校施設課長

牧 山 正 和

同 保健給食課長

唐 澤 貞 信

同 教育指導課長

谷 口 雄 磨

同 副参事

山 本 浩 司

同 学校教育支援センター所長

小 野 弥 生

同 光が丘図書館長

清 水 優 子

こども家庭部長

小 暮 文 夫

こども家庭部子育て支援課長

山 根 由美子

同 こども施策企画課長

柳 下 栄

同 保育課長

清 水 輝 一

同 青少年課長

石 原 清 年

同 練馬子ども家庭支援センター所長

橋 本 健 太

教育長

それでは、お待たせした。ただいまから、令和4年第6回教育委員会定例会を開催する。

本日は10時から開催の予定であったが、西武池袋線人身事故による遅延のため、理事者の出席がそろわなかったことに伴い、15分間遅く始めさせていただくことにした。ご理解を賜りたいと思う。

また、本日傍聴の方がお一人お見えになっている。

こども家庭部長

本日、保育計画調整課長は欠席をさせていただく。よろしく願います。

教育長

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案2件、陳情1件、協議1件、教育長報告7件である。

(1) 議案第14号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

教育長

初めに、議案である。議案第14号、練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則。この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

担当課と本課というのは難しい話のため補足させていただくと、資料の7ページをご覧いただきたい。7ページの上の現行というところで、左側に学校施設課、そこにアンダーラインを引いた学校給食係、給食調理係などがある。今度は右側の中間ぐらいのところに保健給食課、学校給食係というのがあるが、今、保健給食課長というのは担当課長であって、制度上は一人でやっていることになっている。そして、今いる職員というのは、学校給食係から少年自然の家係まで全部学校施設課の職員であるが一緒に仕事をしている、というのが担当課長だと思っていただきたい。実際は、仕事は一緒にやっているのだけれども、制度上は独任官の課長がいるというようなことである。

先ほど教育総務課長から話があったように、担当課の課長は庶務機能や予算、人事権を持っておらずサポートのみで、本課または原課の課長が基本的に持っているということである。なので、逆に言えば学校施設課にとってみれば、自分の本来業務ではない職場の係を運営する責任が生じているということになる。

私もかつて最初に課長になったとき、担当課の課長であった。そのとき、一緒にいる職員というのは、今は少し違うけれども、例えば年休の決裁権や人事権もなく、本課の課長にしかなかった。なので、ある意味では同居していただいているような形で、それ

が制度上の問題である。

年休の決裁権等については、その後改善されたが、予算や人事というのは、本課の課長が掌握している。今回コロナ禍にあたり、学校保健が非常に注目されたが、修学旅行や移動教室が中止や延期になることを、本課である学校施設課長が全て決裁する制度となっているため、それではうまく立ち行かない状況になった。

そういうことから、この保健給食課は担当課ではなく本課に、係を掌握できるような職責にした上で、これからの対応に当たるということが、この担当課と課の役割の違いである。中々難しい内容になるのだけれども、ご理解をいただきたいと思う。

本件の議案について、ご質問等があればお願いします。

仲山委員

教育振興部保健給食課長というものが今まであったわけだけれども、その給食課というものはなかったのか。給食課長は削るけれども、それでは教育振興部保健給食課というものは、名称が残るのか、あるいはそれも削るのか、その辺りはどうなのだろうか。

教育総務課長

現在の規定上、教育委員会事務局の課としては、教育振興部で言うと教育総務課、学務課、学校施設課、教育指導課である。では、給食課はどうなっているかと言うと、学校施設課の中に給食の各係が入っているため、給食課長というのは担当課長としているけれども、給食課という課名は出てこない。

仲山委員

その教育振興部保健給食課という組織はないか。

教育総務課長

組織名称上はないということである。

仲山委員

課長がいるけれども、ないということだな。分かった。

教育長

ほかにはないだろうか。

坂口委員。

坂口委員

コロナの対応や修学旅行をどうするか等、保健給食課長の答弁がとても多く、すごくたくさんの仕事をしているというのがよく分かっていたため、従来の仕事に合わせて2つの課をきちんと置くというのは、当然の流れかと思う。今の総務課長のお話は非常に納得がいった。ありがとう。よろしくお願いします。賛成である。

教育長

何かあるか。よろしいか。
それでは、まとめたいと思う。
本件については、承認でよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第14号については、承認とさせていただきます。

- (2) 議案第15号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。議案第15号、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。
これについて議案の説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、本件についてご質問等があればお願いします。
よろしいだろうか。
では、条例に裏打ちされた施行規則なので、本件については承認でよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、承認とさせていただきます。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

教育長

では次に、陳情案件である。継続審議中の陳情1件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は継続といたしたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。継続審議中の協議案件1件についても、本日のところ継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

① 令和4年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

教育長

次に、教育長報告である。本日は7件のご報告を申し上げます。
それでは、報告の①について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、この資料3についてご質問等あればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

幾つかあるのだけれども、まず4ページ、教育についてというところの質問の中に、教育格差に関して質問されている。「昨年の長期休校を契機とした状況や影響、それによる教育格差にはなっていないか」ということだけれども、この教育格差ということに関しては、答弁のほうを読んでみると、それについては答えていないように見える。

そのことに関連してなのだけれども、答弁で全国学力・学習状況調査とか東京都の体力テストの結果を踏まえて答弁しているのだが、数回前の教育委員会で、たしか体力テ

ストの結果を資料として見せていただいたが、少なくともその資料では、平均値だけが出ている。この教育格差になっていないかということを見るためには、データのばらつきが経年変化でどう変わっているかというようなことまで見る必要があると思うのだが、こういう統計結果というのは、今のところ平均値しか使っていないのか。

今、情報教育というのが推進されつつあって、データをどのように活用するかが教育の現場でも教えられるようにこれからなるのだが、単に平均値だけで従来どおり議論していくのではなく、そのばらつきまでしっかり解析するということが今後必要ではないかと思うのだが、現状どうなっているのだろうか。

教育指導課長

まず今回のこの答弁の5行程度で書かせていただいているものは要約の部分なので、そのほかにも答弁をしているところである。一般質問の中での質問にあった教育格差、これはやはり学校での授業がうまくできない状態の中で、例えば塾に行っている子供はよく学力を伸ばし、そうでない子供についてはそれができない。そのため教育格差が生じているのではないかといったような思いが背景にあったように私どもは捉えている。

そこで答弁としては、まず私たちの一つの指針となる全国学力・学習状況調査のデータではかることができる学力、これについては平均値の経年変化をご案内させていただきました。そこでは大きな変化は見られなかった。しかしながら、意識の中では学習に対する意欲の低下というのは見られた。あるいは体力テストでは体力の変化、そして運動に対する意欲の変化、低下してしまったという、この教育委員会定例会でもご報告したことをご案内させていただきました。

いずれにしても、委員がおっしゃるように平均値での捉えなので、区全体としては平均で捉えること、それから学校ごとのデータを私どもは把握していて、学校ごとに関しては各学校への指導・助言のほうに活用しているところである。

また、生徒・児童個別のデータについては本人に返されるということになっているが、こればかりは経年変化というわけにはいかないため、日常の学習の中に生かしたり、自分の課題を把握し、それを伸ばしていくという方法を、学校の教員とともに相談しながら進めているところである。

いずれにしても、今ご指摘いただいた点はあるので、学校ごとのもう少し詳細なものを今後いかに扱っていくかというのは、検討していきたいと思う。

以上である。

仲山委員

今言われたように学校ごとも大事だとは思いますが、練馬区全体として、あるいは東京都全体としてばらつきがどうなっているか。いわゆる標準偏差といったものの解析というのが今後必要ではないか。その経年変化を見るという点で必要なと、そのように思う。

教育指導課長

学校ごとのばらつきというお話をいただいたが、これも大きな変化は見られなかったものの、やはりこういったものも経年で比べていく、把握していくということが必要だ

というご指摘だと認識しているので、今後そのようにさせていただきたいと思う。
以上である。

仲山委員

よろしく願います。

教育長

ほかはないだろうか。
仲山委員。

仲山委員

2ページの教育についてというところで、食品ロス削減ということで、それに対する一つのやり方として、質問者のほうはリザーブ給食推進とか採食メニュー、それから答弁のほうではセレクト給食という言葉が使われているけれども、確かに食品ロス削減のためには大事だと思うが、これをあまり推進すると、要は嫌いなものは食べないという状況を見過ごしてしまう懸念もあるため、ぜひ食品ロスと、それから食育を推進するというバランスを取ってやっていただきたいと思う。

例えばうちの家族などで言うと、これは嫌いだからもう出さないといったことをした結果、それが大人まで続いてしまうと、食品ロスにはならなかったかもしれないが、あまりよくない方向に行きかねないと思う。要はバランスが大事なと思うので、その辺をよろしく願いたい。

保健給食課長

採食メニューやセレクト給食の中身としては、あらかじめどちらにするかというのを先に選ばせておいてというようなものを考えているわけだけれども、ただ、基本的にこれはセレクトする場合だけれども、実態としては例えば肉か魚かとか、そういう選択にはならない。材料は同じものを使って、照り焼きにするのかソテーにするのかといった違いが出るというのがほとんどである。原材料を変えてしまうと仕入れの部分が変わってきてしまうため、そういった中で好きなほうを選んでいただくというのが実態である。今はコロナ禍の中でこれをやるのがなかなかできなくなっているのだが、おっしゃるとおり、それほど大きな影響が出るものでもないので、基本的には食品ロス等に関しては食育の教育の中で、そういった考えというものを強調しながら、十分にいいものを取っていただくということを考えているところである。

以上である。

仲山委員

分かった。よろしく願います。

教育長

ほかはないだろうか。よろしいか。

仲山委員。

仲山委員

イエナプラン教育というのが5ページに出ていて、質問者のほうはこのイエナプラン教育が完全なインクルーシブ教育を実現したと捉えている。それで私の意見だけれども、今、教育法というのはいろいろなものが開発されているが、はやり流されてしまうところもあるようで、実際に行くかどうかに関しては十分吟味した上でやっていただきたい。いいところ、悪いところが必ずあると思うので、流行に流されることなく、内容を吟味して、取り入れられるところがあったら取り入れるというふうをお願いしたいと思う。

それから、インクルーシブ教育ということに関しては、やはり根本の考え方は、障害のある人であっても将来に希望を持てるような教育を提供することだと思うので、そういう観点からもよろしくをお願いしたいと思う。

以上である。

教育指導課長

このイエナプラン教育についてのご質問は、これまでの一般質問の場でも何度もいただいたことがある。ご指摘のように、まさに日本の教育には、日本の教育の歴史があり、今の形となった。そして学習指導要領に基づき、教育がなされていると、このような答弁をこれまでしてきた。

今回もやはりこのコロナ禍において、令和の日本型学校教育というのが国のほうから示されて、個別最適な学習、そして協働的な学び、こういったものをICTを十分に活用しながら推進していくことで、学習指導要領の趣旨を実現していこうというのがあった。そのことについてご説明をしたところである。

教育の不易と流行というのがあるが、不易という部分はやはり我々も大切にしていきながら、そうは言いながらも時代の流れに適合した個に応じた教育の推進というのを図っていきたいと考えている。

また、インクルーシブ教育、障害のあるなしにかかわらず誰でも同じように教育を受ける権利と推進ということに関しても、進めているところなので、今後も継続していきたいと考えている。

以上である。

教育長

よろしいだろうか。ほかにはないだろうか。

それでは、資料3については終了とさせていただきます。

② 令和4年予算特別委員会における質問項目について

教育長

次に、報告②をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。それでは、資料4についてご質問等があればお願いします。
坂口委員。

坂口委員

1ページなのだが、「支援が必要な子どもたちへの取組」というところで、特に支援が必要な子供たちが挙げられているのだけれども、私たちが評価の中に入れた、やはり物を言わない人達は議員の目にも触れないのかなと思った。というのも、いわゆる日本語が母国語ではない家族というのが増えてきているということについての配慮がここには見られない。子供たちに日本語教育をしたり、その家族をどうやって支えるかというグローバル的な視点を教育の中に入れなければいけないと思う。議員の中に誰もいなかったのだなど、これを見ていて私は思った。それは評価の中にもやはり支援が必要な人というふうに一言を入れてあったと思うので、その辺は忘れないでほしいと思った。

副参事

日本語指導に関するお話と伺っている。日本語の習得が不十分なために、学習や学校生活そのものの適応が図りにくい子供たちというのは一定数いる。コロナ禍の影響で今年度については大分減っているというようなことも伺っているが、いずれにしてもそういった子供たちを対象にして、日常会話とか日本の生活習慣や文化に関するリテラシーを培うような指導というのを各学校では取り組んでいるところである。

具体的には月に10回程度、4か月を基本として、1回2時間を40回、中学校では合計最大60回というような形で個別の指導を進めているところであるけれども、そういった指導に加えて、個々にさらに必要な支援というものがあるかと思うので、子供たちが学校の生活に適応できるように、また生活そのものが充実するように努めていきたいと思っている。

以上である。

学務課長

私のほうから、外国人の児童・生徒に対する入口の部分、つまり区立小中学校につなげるという部分の取組についてご報告させていただく。

現在、私どものほうで区立の小学校、中学校に通学されていない外国人の児童・生徒に対しては、定期的にこちらのほうから就学のご案内という通知を送っているところである。その中で、外国籍の児童・生徒がどこの学校に行っているのか等を把握させていただいている。また今後、練馬区役所に転入届を出しにいらっしゃる際、外国人の児童・生徒については、学務課のほうにそのままお越しいただいて、学校の案内をさせていただくというような取組も進めていこうと考えている。

いずれにしても、外国籍を持つ児童・生徒の教育機会の提供というようなところに取り組んでいきたい考えているところである。

以上である。

坂口委員

教育委員会の中で、そういったシステムがあることを確認できただけでもよかった。やはりそういう少数派の声が出せない人たちへの配慮が大事ではないかなと思う。これからウクライナからもひょっとしたら子供がやってくるかもしれないし、そういう人たちへの配慮は考えていただきたい。非常に安心した。よろしく願います。

教育長

よろしいか。ほかにあるだろうか。

岡田委員。

岡田委員

2つあるのだけれども、1つが7ページの16番の練馬こどもカフェについてである。もう一つが、9ページの3番のプログラミング教育の中のデジタル教科書のことである。

1つ目の練馬こどもカフェについてなのだが、この事業が少しずつ広がりを持つということで、大変素晴らしいと思っている。以前、活動の様子を見学したのだけれども、小さなお子さんを連れのお母さんと保育士さんが楽しそうに会話をしている、とてもいい活動だなと思った。参加者の声では、どんな声があったのかを少し聞かせていただきたいと思う。

2つ目のデジタル教科書の導入に関してなのだけれども、世の中の流れとしては、この導入も当然進んでいくと思うのだが、一方で紙の教科書のよさというのも当然あるかと思う。これについてどのように考えられていて、どのようなお考えをお持ちかというのだけ、お聞かせいただけるとありがたい。

以上である。

こども施策企画課長

お忙しいところ、練馬こどもカフェを実際に見ていただいてありがとうございます。

今年度の参加者なのだけれども、2月末までに57回開催して、親子としては延べ179組にご参加いただいた。昨年度を2倍以上上回る開催回数ということで、多くの親子に参加をしていただいたところである。

参加された親御さんからの主な声としては、子育ての専門職の先生に細かい点まで質問できたとか、ほかのお母さんの悩みも聞いて共感できた、こういった環境は自分だけではないということが改めて実感することができた、あとは、いつもと違う経験ができて、子供がとても楽しんでいったところがあった。

集約すると、3点あるかと思う。専門職、専門家に気軽に相談・質問できる点。同じ月齢の子供を持つ親子と知り合える点。子供に新鮮な体験をさせてあげられる点。声としては、大きく分けるとこの3つの視点で多くの評価をいただいているといったところ

ろである。

以上である。

教育指導課長

デジタル教科書の導入に関するご質問、どうもありがとうございます。

まず、令和3年度から国の実証事業を受けて、練馬区内でもおよそ半数程度の小中学校が、今この実証事業に参加をし、デジタル教科書のメリット、デメリットを確認しているところである。令和3年度においては紙の教科書もあるし、デジタルの学習者用教科書もあって、全ての教科において練馬区の学校がそれぞれ担当を分担して、実証事業を進めているところである。令和4年度についても、また教科は変わるけれども、同様にこの実証事業が継続されるということなので、またこれに参加する予定である。

現在のところ、やはりデジタル教科書のよさとして、ボタン一つで英語の音声を聞くことができたり、動画を使って必要なとき、必要な場所で見ることができること。こういったものは紙にはない利点である。

一方で、紙のよさというのが、文章を読み返すにはタブレットではやはりページを開いたときの大きさやサイズの問題があったり、深く読むという点についてはやはり紙のほうがよいのではないかというような声もいただいているところである。

こういった報告が現在国のほうでまとめられ、来年度も含めて報告を各自治体が受けることになる。こういった報告を参考に、私ども練馬区として、直近では令和6年度使用の小学校教科書の採択が令和5年度に予定されているので、そのときまでにこういった様々なメリット、デメリットといった面の資料を作成して、採択における判断資料としていきたいと思っている。その上で、どの教科でどのように導入していくのかというのをご審議いただき、決定をしていきたいと考えている。

以上である。

教育長

よろしいか。ほかにはないだろうか。

仲山委員。

仲山委員

2つあるのだけれども、1つは、今、岡田委員が話題にされたデジタル教科書の件で、多分デジタル教科書は基本的にはすごく利点があると思うのだけれども、やはり実体験がおろそかになってしまうことがあると思う。バーチャルな世界だとか、あるいはバーチャルではないけれども、そこに行くことができないところの映像が出てきたりだとか、あるいはそう簡単にできない実験を見せてもらえたりとかあるけれども、それでよしとしてしまうのは少し危うい気がしている。デジタル教科書が普及すればするほど、実体験を伴う学習も推し進めてもらいたいと思う。

それから、どうしても情報だけが入りやすくなってしまって、自分の頭で考えるということがおろそかになるのではないかと思うので、自分の頭で考える教育というのも、重要視していただきたいと思う。

もう一点は、3ページなのだけれども、16に放射線副読本についての質問があったけれども、この配布中止および回収の背景を少し教えていただけるだろうか。

教育指導課長

まず、ご質問の1点目の体験活動の充実に関することについて、私のほうから説明する。

やはり今回の学習指導要領の趣旨は、主体的に対話的で深い学びを具現化していくということになる。やはり深い学びまで持っていくには、委員ご指摘のようにバーチャルの世界だけでは事足らないと我々も認識している。実際に見て、聞いて、触って、そして感じる。このリアルな世界の学習というのは、まさに教育的価値が十分にあると思っているので、ICTを活用した指導の充実を図るとともに、体験活動をこれまで以上に一層充実させてまいりたいと考えている。

以上である。

副参事

もう一点の放射線副読本についてご説明をする。

議員からのご指摘は、毎年文部科学省が、小学生、中学生、高校生を対象に、放射線に関する知識や利用方法、またその影響などを正しく理解することを目的とした副読本を作って学校に配っている。まずその内容について、やはり放射線の問題というのを示していないのではないかというようなご指摘、それから昨年12月から今年1月にかけて復興庁が中学生向けに作成した、トリチウムに関する副資料がある。これが、要は汚染水の中に含まれているトリチウムを海洋に流しても大きな影響はない、安全性が保証されているといったような「ALPS処理水について知ってほしい3つのこと」というタイトルのチラシを、今回の放射線副読本と一緒に各学校に直接配布されているという状況を見て、これはやや問題のあるものではないかというご指摘があった。

私どもの答弁としては、国が科学的なデータに基づいて作成している資料のため、そういった心配は考えていないといった答弁をさせていただいたところである。

以上である。

仲山委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかはないだろうか。よろしいか。

それでは、資料4は終了とさせていただきます。

③ 「第4次練馬区立小中学校における食育推進計画（案）」について

教育長

次に、報告の③についてお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、この報告についてご質問、ご意見等があればお願いします。
坂口委員。

坂口委員

日本の教育の中のすごい成果というのは、この学校給食をずっと守ってきたことではないかと思う。この給食でどれだけの子供たちが、あるいは家庭が、きちんと栄養バランスの取れた食事をできているという、その健康づくりの第一歩がこの給食だと思う。それにこれだけの力を注いで、きちんと給食のパンフレットを置いてやっていることに感謝したいと思う。

この14ページになると家庭・地域との連携という部分を区も思索しているようで、給食試食会や料理教室の実施、地域に情報発信もしている。家庭にきちんと献立が届き、家族がメニューづくりの参考にしたり、子供たちが張り切って今日は何々を食べようと喜んで学校に行くという風景はもう当たり前なのだろうけれども、こうやって地道に守られていて、地域に発信していこうという姿勢をぜひ何かの形で体験できたらと思った。

それぞれの生産者が学校のために朝早く野菜などを収穫している。私はイチゴを収穫している農家の方とお話をしたことがある。学校給食だから何百個というわけだ。前の日に摘んだのでは新鮮ではないからと朝早く起きて、整えて、学校に朝届ける。子供たちの顔がなかなか見られないのは気の毒だけれども、とにかくそういう地道なサポートがあって給食が成り立っていることをやはり改めて感謝したいし、評価も申し上げたいと思う。

以上である。

保健給食課長

今ご紹介いただいたページも含めて、地域との連携という部分で、保護者の方に給食だより等を通じて様々な啓発を行うだけではなく、ここ数年のコロナ禍ではなかなか実施するのは難しいのだけれども、地域において給食の試食会や料理教室なども従来やっていたので、こうしたものも広めていきたいと考えている。

また、地域の農家の方の地産地消と言われる部分だが、そうしたものについてもスペースを割いて、食育の中で推進していくというところも進めていくものである。

以上である。

教育長

ほかはないだろうか。
岡田委員。

岡田委員

3つあるのだけれども、最後の18ページの第4次練馬区立小中学校における食育推進計画の体系図で、その四角囲みに目標が書いてあって、ここの1つ目に「食事の重要性を理解し、家庭や友達と食事を楽しむことができる練馬の子供を育てる」。これがトップに掲げているということが、私はすごく大事だなと思いながら拝見した。

その上で3つ質問したいと思うのだが、最初は4ページから5ページのところなのだが、4ページの一番下のところに「小中一貫教育の実践校の中には、食育をテーマに9年間を見通したカリキュラムを作成し、特色ある学校づくりを行っている学校もある」という、これはどのようにして先ほど掲げた目標を達成しようとしているのか、その具体的な道筋を知りたい。もし可能であれば見せていただければありがたい。

それから、2つ目が12ページのところなのだけれども、一番上だが、先ほどの目標のトップに挙げたことに関係があるのだけれども、③の「多様な暮らしに対応した『共食』の推進」ということで、家族が食卓を囲んで食事を取りながらコミュニケーションを図る共食という、この大切さがここに書かれているということはすごく重要だと思うのだけれども、これは私が関わっている子供たちは、家族と一緒に食事をしていない子も結構いるようなので、いろいろな観点から、これが実現できるようにしていただければありがたいと思った。

最後、13ページなのだけれども、区内の農家の方たちと学校のつながりという観点で、先ほど仲山委員もおっしゃっていたが、子供が実体験するというはすごく大事だと思う。私も校長のときに農地をお借りして農業体験ができないかと思ったが、どうすればいいか分からなかった。学校と農家をつなぐ強いパイプができれば校長先生も助かるのではないかと思うので、こちら辺のことを書かれるのであれば、ぜひサポート体制も整えていただけるとありがたいと思った。

以上、3点である。

保健給食課長

まず、体系図のところでの目標についてご質問をいただいた。この目標については、先ほどのご説明の中で、これが変わることはないということをお話したが、本文の中では2ページのところにこの目標について記載をしている。そのトップに「食事の重要性」ということで、ただ栄養補給をするということではなく、食を楽しむ部分、そうした部門も進めていきたいというようなところが現時点である。

また、こうした目標を達成するためには、どうやってその数字を上げていくかというところであるけれども、実際に毎年行っている朝ごはんをどのように摂取しているかというような調査の中で、基本的に朝ごはんからきちんと食べる比率を上げていきたいというようなことでそうした数字を把握したり、あるいは地産地消の中では、練馬区内の農産物を使って一斉給食をする回数だとか、あるいは練馬区内の農産物を給食に使っている日数というのもカウントしているので、今現在おおむね年間180食程度の給食の中で、3分の1については何らかの形で区内産の野菜を使っているというようなことが分かっているので、そうした数字について、なるべく引き上げていくというようなことを考えているところである。

また、12ページの「共食」に関してだけれども、先ほどの目標の1番目にある食を楽しむという部分にもつながるかと思うけれども、食育というものが言われ始めた頃、食事をするとき、家族であっても別々の機会に別々の食べ物を食べるということがあって、それがどうなのということをよく言われた。そうしたことについても食育の中で、なるべく一緒のものを皆でそろって食べるということを推進できるように考えているところである。現状、給食中はよく言われる黙食というような状態であるので、なかなか今はそういうところが難しいけれども、広げていきたいと考えている。

3の(2)は地元の農家さんとの関わりについてだけれども、このサポートについては、都市農業を所管する組織もあるので、そちらとも相談をしているところである。協議の中で、あるいは直接私どもの職員等や地元の農家さんたちの集まりにも出向いてお話をしたりしたこともあるので、そういった中で学校との橋渡しのようなことも進めていきたいと考えている。こうした地元の農家さんとの関わりを生かして給食をやるというような数字についても、また把握をしていきたいと考えているところである。

以上である。

副参事

食育に関する小中一貫教育についてご質問があったので、触れさせていただきたいと思う。

小中一貫教育は、食育に限らず、学力、生活面、またキャリア教育といった様々な教育活動において系統的に連続的に指導する、そういった効果があるということは非常に評価されているところである。

食育の上では、知識的な面、徳育的な面、それから健康的な面、そういった観点から9年間の継続性をもって指導に入っているといった取組がある。後ほど資料があれば用意したいと思っている。

以上である。

教育長

よろしいか。ほかにないだろうか。

中田委員。

中田委員

給食に関して先ほど坂口委員が言われたとおり、皆で同じものを食べるということはずごく大事なことで考えている。勉強が嫌で、運動も嫌で、でも給食があったら学校へ行こうかと、それで一步踏み出すだけでもいいのかなと思う。

それで、朝ごはん調査の実施もだが、今日朝ごはんを調べるといって、やはりこちらもいつもよりきちんとしたのをやろうかなと。やはりこの割合を減少させるという意味でも、かなりいいと思う。

それと、あとはアレルギーである。今お聞きしたいのは、給食のアレルギー対応をしている学校もあると昔聞いたことがある。やはり、ない方はずっとお弁当を持っていかなくてはいけないという話を聞いたので、どれぐらいアレルギー対応の学校があるのか

を、分かる範囲で教えていただけたらと思う。

保健給食課長

アレルギー対応に関しては、基本的に医師の診断書のようなものを出していただいて、こうしたものが食べられないということがあれば、基本的にどの学校でも対応している。ただ、基本的にはアレルギーがあるものについて除去するという形で対応しているので、それが難しいような場合は個別にご相談いただいているケースはあるけれども、基本的には除去食という形で、全ての学校で対応させていただいているところである。

以上である。

中田委員

分かった。

教育長

ほかにはないだろうか。よろしいか。

仲山委員。

仲山委員

今の除去食というのは、この子にとってこれは出さないほうがいいというものを、給食のメニューから外すということか。

保健給食課長

おっしゃるとおりで、よく言われるのは除去すると味が変わってしまったり、なかなかいいものにならないというような指摘と、いっそ代替食を出せばどうかという話がある。ただ、全くその子だけ違うものを用意するということになる、給食室の中での食材の動線やいろいろなものに問題が出てくるので、基本的には代替食を提供するのではなく、その子が食べられないものだけを抜いた除去食というものを用意するというのが原則である。色の違う食器に分けて取り間違えがないようにというようなこともやっているところである。

以上である。

仲山委員

それによって栄養価が少し減少してしまうわけだと思うけれども、それはどのように対応しているのだろうか。

保健給食課長

基本的には、アレルギーをお持ちの方についてはもう既に学校で把握をしているものである、それに合わせて栄養価等については、もちろん全く寸分変わらずということはないと思うけれども、調整を栄養士のほうでしている。

仲山委員

ありがとう。

教育長

ほかにはないか。よろしいか。

それでは、資料5については終了とさせていただきます。

④ 令和3年度練馬区教育実践発表会について

教育長

それでは、資料6の報告事項④をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの関係について、何かご質問等はないだろうか。

中田委員。

中田委員

研究発表会全体についてお聞きしたいのだけれども、この研究発表会の日程を見るとすごく回数があるように思うのだが、一つの学校が何年ごとに一回回ってきたりするの
か。

あと、その発表を見に来る先生は、1年間に何回くらい行くのか、何名まで研究発表
会に招待できるのか、本当に基本的なことなのだけれども、どのように回しているのか
というのを伺いたい。

教育指導課長

先ほど映像を含めてご覧いただいた実践事例に関しては、基本的には全ての学校で行
っている。例えばいじめ防止の実践であったり、あるいは小中一貫教育の実践であった
り、全ての学校で行い、その中の代表的なものを、特に小中一貫教育などは輪番制でも
あるのだけれども、本日別紙のほうに載せさせていただいた。そのうちの一つを映像で
ご覧いただいたという経緯である。

また、3つ目の学校運営協議会制度研究指定校中間報告、これは現在研究指定を受け
た3校が進めているところである。小学校2校、中学校1校である。

それから、委員がお話しされた教育課題の研究指定校の発表会。これについては、ま
さに学校が教育委員会のほうに申請を上げて、通った学校が行うということで、特に何
年に一回ではなく、基本的には学校の自主性にお任せしているところである。そして練
馬区全体の教育課題については、ぜひお願いできないかということでこちらから指定を
させていただいているものなどもある。様々なタイプがあるのだが、本日ご案内させて

いただいた実践発表会の主な事例については、基本的には全ての学校で行っているとご認識いただければと思う。

以上である。

中田委員

この動画を配信しているのは期間があるということで、各学校の決めた時間にそれぞれが見られるということでもいいのだろうか。

教育指導課長

各学校が、まさにそれぞれのカリキュラムが少し違っているところもあるので、会議の時間を使って視聴をしたり、あるいは学年ごとに個別で視聴をしたりというような、それぞれの学校のスタイル、実態に合わせて見られるような形を取らせていただいた。

今回ライブ配信ということも考えたのだが、なかなかこの時間帯に全ての教職員が視聴できるかどうかというのは、業務の関係と通信環境の問題もあったので、いつでもどこでも見られるようにオンデマンドという形を取らせていただいた。

以上である。

教育長

ほかはないだろうか。よろしいか。

それでは、資料6を終了する。

⑤ 令和3年度練馬区立中学校英語4技能検定の実施報告について

⑥ 令和4年度練馬区立小学校英語4技能検定の実施について

教育長

次は、報告事項⑤番と⑥番であるけれども、これについては関連する内容なので、一括して説明をさせていただき、質疑についても一括してお受けしたいと思う。

それでは、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの2点について、ご質問等があればお願いします。よろしいか。

それでは、この報告⑤番と⑥番を終了する。

⑦ 指定管理者の指定について

教育長

次に、報告⑦番についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの件について、ご質問等があるだろうか。
坂口委員。

坂口委員

5ページの(9)番の「施設特性に応じた評価項目」の中に、子供たちが0歳から18歳まで継続的な関わりと支援ができていくということ、こういう長いスパンでおなじみになっていくというのは、この地域は非常にいろいろな人たちの居場所になり、しかもその歴史を積み重ねているのだなということを読んでいて感じ、とても温かい気持ちになった。

これが例えば区立であれば、スタッフは強制的に3年か5年で替わる。同じ方が16歳から大人、あるいは母親になったりするまでずっといるという非常に地域性の豊かさをここで感じたものだから、地域への貢献もあるけれども、良い管理者にやっていただく、こういうことができる実例かなと思って拝見した。

子育て支援課長

お褒めの言葉をいただき、どうもありがとうございます。東大泉児童館に限らず児童館においては、0歳から18歳までの子供や、あるいは親子を支援していくという形でやっている。現在指定管理の児童館だけでなく、直営の児童館についても乳幼児の親子まで、学童クラブが併設されているところは、学童クラブを卒課した後も遊びに来てもらう。あるいは、小中学校ではなく高校生も含めて、今後は営業をかけていこうと思っているので、全ての子供、親子に対して居心地のいい居場所、快適な居場所、学校に行けなくても児童館で過ごすことができる、そういったところも含めて力を入れて支援に努めていきたいと考えている。どうぞよろしく願います。

教育長

ほかにはないだろうか。
それでは、⑦の報告を終わる。

⑧ その他

教育長

⑧その他だけれども、事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。

現在のところ、ほかはない。
以上である。

教育長

それでは、委員から何かあるか。
それでは、ないようなので、以上をもって第6回教育委員会定例会を終了する。